

公害防止協定書

倉浜衛生施設組合
池原自治会
登川自治会
倉敷ダム流域振興促進協議会

倉浜衛生施設組合

公害防止協定書

倉浜衛生施設組合（以下「甲」という。）と、池原自治会、登川自治会及び倉敷ダム流域振興促進協議会（以下「乙」という。）は、甲が沖縄市池原地内（勢頭原、奈呂加原）にごみ処理施設等（以下「組合施設」という。）を設置するにあたり、地域環境の保全及び公害防止について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、組合施設の操業による公害を未然に防止し、もって地域住民の健康を保護するとともに生活環境及び自然環境を保全することを目的とする。

（基本原則）

第2条 甲は、組合施設に起因する公害発生を防止することは、重要な社会的責務であることを認識し、常に公害防止及び対策について最善の努力をするものとする。

（法令の遵守）

第3条 甲は、ばい煙、粉じん等については、大気汚染防止法等に基づく関係法令等の基準を遵守するものとする。

2 甲は、水質汚濁等については、水質汚濁防止法等に基づく関係法令等の基準を遵守するものとする。

3 甲は、騒音については、騒音規制法等に基づく関係法令等の基準を遵守し騒音の低減に努めるものとする。

4 甲は、臭いについては、機械整備等を臭いの漏洩しない構造にするとともに、漏洩防止に努めるものとする。

（公害防止管理体制）

第4条 甲は、公害防止の万全を期するため公害防止対策書を定めるものとし、常に細心の注意をもって組合施設を管理するものとする。

2 甲は、公害防止対策書に定める事項を適切に実施するため、組合施設の整備点検に努めるものとする。

3 前二項の公害防止対策書は状況の変化に応じて、甲、乙協議のうえ改定できるものとする。

4 甲は、公害の監視が適正に行われるよう、地域住民の代表者と構成市町の職員で構成する「倉浜衛生施設組合公害監視協議会」を設置するものとする。

(立入調査)

第5条 甲は、乙の申入れがある場合、組合施設の稼働及び安全対策に支障のない限り、組合施設への立入り及び環境測定記録の閲覧に積極的に協力しなければならない。

(事故時の措置)

第6条 甲は、組合施設の故障又は破損等の事故が発生した場合は、付近住民に迷惑を及ぼさないよう直ちに応急措置を講ずるとともに速やかにその状況を乙及び構成市町に報告し、組合施設の復旧又は改善に必要な措置を講ずるものとする。ただし、軽微な故障等については、この限りでない。

(公害原因調査)

第7条 甲は、組合施設から発生する公害について住民から苦情があったとき、又は付近住民に被害を及ぼすと予想される場合は速やかに原因究明のための調査を実施するものとする。

(損害の賠償)

第8条 甲は、前条の調査の結果、組合施設の操業によるものと認められた時は、速やかにその除去、防止対策を講ずるとともに損害程度等につき、乙と協議を行い正当な補償を行うものとする。

(違反時の措置)

第9条 乙は、甲がこの協定に違反したと認められたときは、必要な改善措置をとるよう求めることができる。

(協議事項)

第10条 この協定書の定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で新たに定める必要があるときは、その都度、甲、乙及び構成市町で協議し定めるものとする。

(立会)

第11条 甲、乙の両者において行われる本書の締結にあたっては、構成市町の立会人のもとこれを締結するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 7 通を作成し、甲、乙及び立会人記名押印のうち、各自 1 通を保有する。

平成21年 3月 22日

甲 倉浜衛生施設組合

管理者 東門 美津子 印

乙 地域団体

池原自治会

会 長 與那嶺 増文 印

登川自治会

会 長 小谷 良博 印

倉敷ダム流域振興促進協議会

会 長 池原 秀明 印

立会人

沖縄市長 東門 美津子 印

宜野湾市長 伊波 洋一 印

北谷町長 野国 昌春 印